

1. 計画策定の趣旨

盛岡広域環境組合（以下「本組合」という。）では、令和3年3月に策定された「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）」に対応し、より一層の循環型社会の形成を推進するため、本組合を構成する3市5町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町。以下「構成市町」という。）から発生する一般廃棄物（ごみ）のうち、本組合が共同処理する可燃ごみの方針を定めた「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

策定に当たっては、廃棄物行政を取り巻く状況と課題を整理した上で、基本理念及び基本方針を設定し、構成市町の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量に係る施策や減量目標と整合を図っています。



2. 本組合の役割

本組合の役割は、表に示すとおり、「ごみ処理基本計画の策定」、「新ごみ焼却施設及び中継施設の設置、管理及び運営」、「ごみの中継施設からの運搬」、「エネルギー利活用施設の設置、管理及び運営」です。

項目	本組合	構成市町
ごみ処理基本計画の策定	●	●
新ごみ焼却施設及び中継施設の設置、管理及び運営	●	
ごみの中継施設からの運搬	●	
エネルギー利活用施設の設置、管理及び運営	●	
ごみの減量化・資源化の施策		●
ごみの収集・運搬（分別区分を含む。）		●

3. ごみ処理に係る課題

(1) 可燃ごみ焼却施設の課題

構成市町及び一部事務組合で現在稼働している施設は、老朽化が著しいことから、ごみ処理の広域化により施設を集約し整備していく必要があります。

(2) 中継施設の課題

可燃ごみ焼却施設の機能を集約することで、可燃ごみの収集範囲が広がるため、状況に応じて中継施設を整備する必要があります。

(3) 破碎選別、資源化処理施設の課題

構成市町及び一部事務組合で稼働している各施設の老朽化が著しいことから、破碎選別及び資源化処理施設の更新又は新設を検討する必要があります。

(4) 最終処分場の課題

構成市町及び一部事務組合と連携を図り、今後の方向性を検討していく必要があります。また、新ごみ焼却施設から発生する焼却灰について、資源化等の扱いを検討していく必要があります。

4. 基本理念及び基本方針

■ 基本理念

広域化によるごみの適正処理を推進し、循環型社会の構築と脱炭素社会の実現に貢献します。

■ 基本方針

基本方針1 環境負荷の低減やカーボンニュートラルの実現を目指した

ごみ焼却施設の整備を推進します。

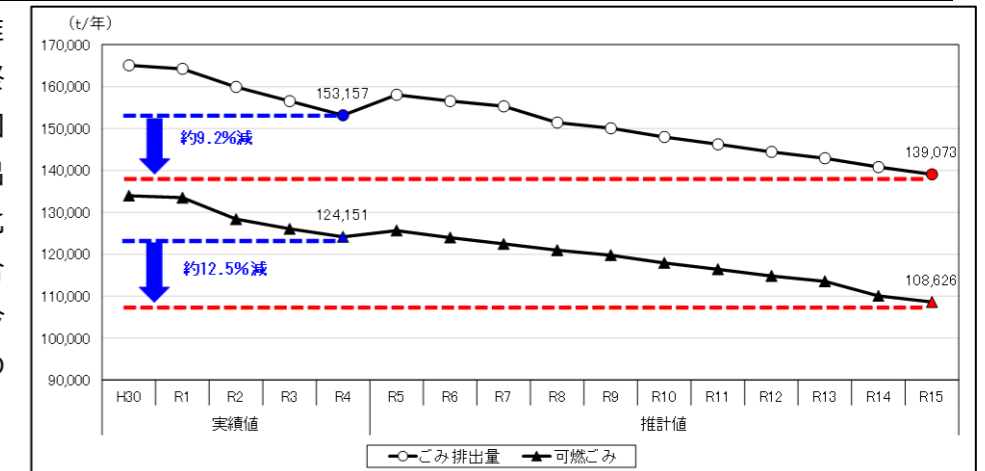
環境負荷の低減を図り、2050年カーボンニュートラルの実現を目指したごみ焼却施設を整備します。

基本方針2 ごみ処理以外の付加価値を備えたごみ焼却施設の整備を推進します。

将来を担う子どもたちを念頭に、幅広い世代に対する環境教育を充実させたごみ焼却施設を整備します。また、災害対応に優れたごみ焼却施設を整備します。

5. ごみ排出量及び処理量（可燃ごみ量）の見込み

本計画におけるごみ排出量の推計値は、令和15年度（計画期間終了時）において、可燃ごみでは令和4年度比「12.5%減」、ごみ排出量（資源物含む。）では令和4年度比「9.2%減」となります。本組合では、この推計値の達成に向け、今後も構成市町と連携を図り、ごみの減量・資源化を推進していきます。



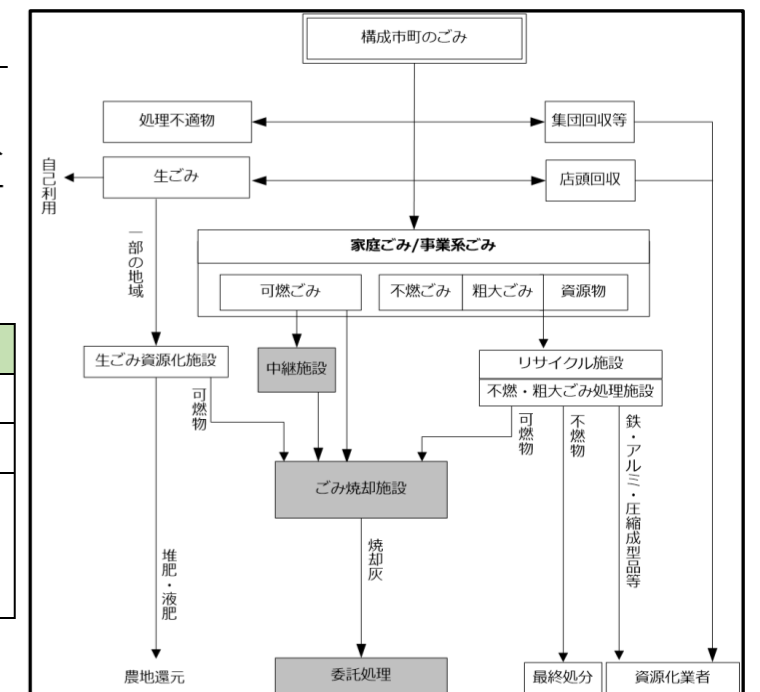
注) ごみ排出量 = 可燃ごみ + 不燃ごみ + 粗大ごみ・中型ごみ + 資源物、※家庭ごみと事業系ごみの合計

6. 整備する施設及びごみ処理フロー

令和14年度に稼働予定の新ごみ焼却施設では、構成市町が搬入する可燃ごみ、中継施設から搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクル施設から搬入される可燃物を処理します。

項目	内容
施設種類	全連続燃焼式
施設規模	438t/日※
処理対象物	・可燃ごみ ・リサイクル施設から発生する可燃物 ・災害廃棄物

※別途施設整備基本計画で精査予定



※網掛けは本組合の事務

7. ごみ処理の適正処理に関する基本的事項

減量化・資源化計画

👉 リサイクル資源の分別収集

構成市町と連携し、ごみの分別徹底を呼びかけ、リサイクル資源の分別収集を推進します。

👉 ごみ処理手数料の設定

ごみ排出者に対し、今後のごみ処理経費の動向などを踏まえ、構成市町と連携を図り、処理手数料を設定します。

👉 意識啓発・情報提供

整備する施設において意識啓発と情報提供の拠点とするほか、構成市町と連携を図り、広報誌やホームページ等を通じて周知活動を推進します。

👉 環境教育・環境学習

住民のごみの減量・リサイクルへの関心を高め、取組を行う動機付けを図っていくほか、構成市町と連携してごみ処理の現状及び課題の広報・周知に努めていきます。

👉 家庭ごみ有料化の調査・研究

構成市町と連携し、家庭ごみ有料化の必要性や効果及び住民生活への影響を調査・研究していきます。

収集運搬計画

👉 所掌事務

本組合では、「可燃ごみの中継運搬並びに中継施設の設置・管理及び運営」、「新ごみ焼却施設から発生する焼却灰の運搬」を所掌します。

👉 中継施設の整備及び運営・維持

中継施設（八幡平市・葛巻町に整備予定）から新ごみ焼却施設へ積み替えた可燃ごみを適切に運搬します。

👉 分別区分

本組合及び構成市町では、新ごみ焼却施設の稼働に併せ、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、製品プラスチック及び容器包装プラスチックを分別収集し、資源として回収していきます。

中間処理計画

👉 所掌事務

本組合では、「新たに整備するごみ焼却施設の設置、管理及び運営」を所掌します。

👉 安定した処理体制の確保

本組合では、新たにごみ焼却施設を整備し、圏域から排出される可燃ごみ等を安定的に処理する体制を確保します。また、災害発生時においてもごみの安定的な受入体制の確保に努めます。

👉 施設の運営・維持管理（ごみ焼却施設・リサイクル施設）

新ごみ焼却施設の定期的な補修や点検に努め、施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。また、リサイクル施設は構成市町と連携し、資源物の処理体制を検討します。

👉 環境負荷の低減

新ごみ焼却施設に係る公害防止基準等の遵守に努めることにより、周辺環境に十分配慮します。

👉 地球温暖化対策

新ごみ焼却施設の運営に当たり、購入電気量の低減、製品プラスチックを含むプラスチック類の資源化並びに廃棄物エネルギーの積極的な活用などにより、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努めます。

👉 搬入確認の徹底

新ごみ焼却施設に直接搬入ごみを搬入する際に、内容物の確認を徹底し、適正に分別されていない場合には、搬入者に対する指導を徹底します。

👉 一般廃棄物収集運搬許可業者への指導

事業系ごみの搬入確認を徹底し、分別不適物が混入している場合、収集運搬許可業者を指導します。

最終処分計画

👉 所掌事務

本組合では、「新ごみ焼却施設から発生する焼却灰の委託処理」を所掌します。

👉 焼却灰の適正処分の検討

新ごみ焼却施設での処理に伴い発生する焼却灰は、適正に資源化又は埋立による委託処理を行います。

👉 最終処分量の削減

構成市町と連携を図りごみの排出抑制、資源化に努めた上、適正に処理することで最終処分量の削減を図り、環境負荷の低減及びごみの処理経費の削減に努めます。

その他計画

その他計画として、「民間事業者との連携強化（焼却灰の資源化等）」、「ごみの減量化・資源化に対する新技術動向の把握」、「災害対応での連携強化」に努めていきます。

盛岡広域環境組合

〒020-0886 岩手県盛岡市若園町2-18

TEL : (019) 681-0753

<https://www.morioka-env.jp/>

盛岡広域環境組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【概要版】 令和6年3月発行